

諮問庁：文部科学大臣

諮問日：平成29年4月21日（平成29年（行情）諮問第154号）

答申日：平成29年9月6日（平成29年度（行情）答申第212号）

事件名：平成28年度開示請求者との面談記録（特定課分）の不開示決定（不
存在）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「H28年度 開示請求者との面談記録（特定課分）」（以下「本件対象文書」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、文部科学大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った平成28年12月9日付け28受文科初第2034号による不開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

（1）審査請求の趣旨

行政文書不開示決定処分の取消しを求める。

（2）審査請求の理由

開示請求に係る行政文書を作成又は取得している。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件開示請求に係る対象文書等について

本件開示請求は、以下に掲げる文書についてなされたものである。

○ H28年度 開示請求者との面談記録（特定課分）

本請求に係る文書は作成していないため窓口において審査請求人に対してその旨を教示した上で、行政文書が存在しないことによる不開示決定としたところ、審査請求人から、以下の理由により、不開示決定の取消しを求める旨の審査請求がされたところ。

【審査請求理由】

開示請求に係る行政文書を作成又は取得している。

2 不開示決定の妥当性について

本審査請求に係る開示請求について、文部科学省初等中等教育局特定課では、上述のとおり文書を作成していないため、該当する行政文書は存在

しない。

＜本開示請求経緯＞

平成28年11月15日 開示請求受付

平成28年11月16日 窓口における補正確認

平成28年12月9日 不開示決定

3 原処分当たりの考え方について

以上のことから、行政文書が存在しないため、不開示決定とした原処分は妥当であり、審査請求人の主張は、根拠がなく、失当であり、認められない。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

① 平成29年4月21日 諮問の受理

② 同日 諮問庁から理由説明書を收受

③ 同年8月1日 審議

④ 同年9月4日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものであり、処分庁は、これを保有していないとして、不開示とする決定（原処分）を行った。

審査請求人は、本件対象文書を作成又は取得しているとして原処分の取消しを求めているが、諮問庁は、原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の保有の有無について検討する。

2 本件対象文書の保有の有無について

(1) 当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、本件対象文書の保有の有無について改めて確認させたところ、諮問庁は、おおむね以下のとおり説明する。

ア 文部科学省（特定課）では、開示請求対象文書の特定等の必要がある場合に開示請求者と面談を行っているが、面談の場においてやり取りを行い、その結果、開示請求書等を補正する必要がある場合にはその場で補正してしまうため、開示請求書等とは別に、面談内容を記録した面談記録を作成する必要はない。

イ 本件開示請求を受けて、念のため、文部科学省（特定課）内の書庫・ロッカー等を探索したが、本件対象文書の存在は確認できなかった。

(2) 文部科学省（特定課）では、開示請求者と面談の場において、やり取りを行い、開示請求書等を補正する必要がある場合にはその場で補正してしまうため、開示請求書等とは別に、面談内容を記録した面談記録を作成する必要がなく、このため本件対象文書を保有していないとする諮

問庁の上記（１）の説明に不自然・不合理な点はなく、また、これを覆すに足る事情も認められない。

したがって、文部科学省（特定課）において本件対象文書を保有しているとは認められない。

3 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、文部科学省において本件対象文書を保有しているとは認められず、妥当であると判断した。

（第5部会）

委員 南野 聡，委員 泉本小夜子，委員 山本隆司